HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	企業年金会計の包括損益計算書:FAS87のFAS130への応用
Author(s)	早川, 豊
Citation	經濟學研究, 48(3), 118-126
Issue Date	1999-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32127
Type	bulletin (article)
File Information	48(3)_P118-126.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 48-3
北海道大学 1999.1

企業年金会計の包括損益計算書
—FAS87のFAS130への応用—

早川　豊

1．序

従前のアメリカ会計基準では，包括主義を標榜しながら，実は限定的な包括主義であった[1]。それを改善すべく包括利益概念が今回FAS130によってはじめて部分的に基準化された。包括損益は当期純損益プラスその他包括損益であり，部分的基準化の意味は株主持分の別記項目としての資本調整勘定のうち，典型的には下記3勘定を取り出してその他包括損益に加えられた[2]。今後，その他包括損益に加えられる勘定が増加する可能性があるが，現在特に重要と考えられているものが，3勘定ということになる。3勘定は，AFS有価証券(Available For Sale securities)の評価損益[3]，企業年金積立不足残高の株主負担損失[4]，外貨建財務諸表の換算差損益[5]の資本調整勘定である。

AFS有価証券評価損益の資本調整勘定の設例は，すでに本紀要ですでに述べた[6]。今回は，企業年金積立不足残高の株主負担損失(Loss from Minimum Pension Liability Adjustment)の資本調整勘定について取り扱うことにする。この計算を行う前に企業年金費用の計算方法と企業年金積立不足残高の計算方法の違いを確認していく必要がある。というのは，各種の企業年金積立不足残高が計算可能であるが，特定の企業年金積立不足残高の配分計算で計上されるのが資本調整勘定としての株主負担損失残高であるからである。本稿では，企業年金費用と企業年金積立不足残高である資本調整勘定の株主負担損失の変動をいかに包括損益計算書に盛り込むかを中心に論じることにする。この計算法は，我が国には未だ導入されておらず，類似の勘定科目としては退職給与引当金がある。しかし，これは企業年金資産の第三者への管理委託状況を把握できず，企業年金負債の計算も緻密な将来計算を反映していないことを付言しておく。

2．各種年金資産と各種年金負債の定義

企業年金制度には大別して，確定給付制度と確定拠出制度とがある。資本調整勘定に影響を与えるのが確定給付制度であるので，本稿ではこれを対象とすることにする。

企業年金費用の計算には，以下に述べる2種類の企業年金負債（PBO，見積PBO）と3種類の企業年金資産（PA，見積PA，MRPA）が計算されるため複雑である。また，企業年金積立不足残高の株主負担損失は，以下に述べるように企業年金負債としてABOと企業年金資産

1）早川　豊「拡大損益計算書への拡大（1～2）」『経済学研究』48巻1～2号。
2）SFAS No.130, *Reporting Comprehensive Income*, June 1987.
3）SFAS No.116, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May 1993.
4）SFAS No.87, *Employer's Accounting for Pension*, December 1985.
5）SFAS No.52, *Foreign Currency Translation*, December 1981.
6）早川　豊，前掲書。

としてPAが使用される。その結果，企業年金計算では3種類の企業年金負債と3種類の企業年金資産が駆使され，複雑を極めることになる。まず，これらの用語の定義を簡単に説明しておく必要がある。

- PBO(Projected Benefit Obligation)とは，将来年度に従業員に支払われる年金給付総額の現在価値であり，将来昇給が加味された(projected)ものである[7]。
- 見積PBOとは，期末PBOの理論値のことである。
- ABOとは，PBOと違い将来昇給が加味されない単純加算された(Accumulated)ものである。
- PAとは，文字どおりの企業年金資産である。
- 見積PAとは，期末PAの理論値である。
- MRPAとは，見積PAに（PA増－期首MRPA＊予定金利）／5年を加算したものである。

FAS87では，コリダー方式を採用し，企業年金費用・収益の計算を見積PBOと実際PAをベースとして計算・請求しているため，激変緩和の方策としてPAとMRPAとの比較等を通じたコリダー方式純損失残高償却計算を行っている。この計算は，複雑を極めるため，表3の分析表で説明に代えることにする。

3．設例の条件

企業年金費用の計算と企業年金資産・負債の計算は，多くの条件のもとで計算されている。しかし，企業年金費用の計算は，保険数理計算責任者が行い，これを請求どおりに支払っていれば，（借）企業年金費用／（貸）現金という一行仕訳で済むことになる。しかし，その企業年金費用の6要素のうち，基本3要素にその他3要素を合算したものの計4要素は少なくとも脚注で開示しなければならない[8]。

各種の企業年金資産・負債の残高は保険数理計算責任者から入手可能である。本稿では，設例を通じて各種の企業年金資産・負債のリンケージ，企業年金費用6要素の計算構造の解析，各種の企業年金積立不足残高を貸借対照表にどのように反映すべきか，その税効果会計はどのようにすべきか，さらに包括損益計算書では，どのように処理すべきかを検討したい。

上記目的を達成するため，具体的設例として包括的・緻密な条件が用意されているジャーナギン(Bill D. Jarnagin)[9]の設例の条件を加工して，税効果会計と包括損益計算書まで応用を広げたものにする。ジャーナギンは，企業年金会計の分析を19個の表で説明している。しかし，数の多い表では，かえって全体像が分かりづらくなる。これらを四分の一の5個の表に整理統合を試みた。

設例の条件

1．当社（上場企業・12月末決算）は，全従業員対象の確定給付制度の企業年金制度を有している。初年度期首にFAS87を採択した。なお，当社は在外子会社を有していない。
2．FAS87採択時点の平均将来勤続年数は，14年であったので，基準採択時純負債を14年で償却することしている。
3．運用差損益残高(＝PA変動－見積MRPA変動）は，5年で償却することにしている。
4．コリダー方式純損失残高償却計算は，10年としている。
5．各年度の実効税率は30％であった。

7）下記の企業年金負債・資産は，あえて翻訳を避けた。翻訳によってかえって混乱を避けるためである。
PBO…Projected Benefit Obligation
ABO…Accumulated Benefit Obligation
PA…fair value of Plan Assets
MRPA…Mark-Related value of Plan Assets

8）SFAS No.87, *op. cit.*, para.54.

9）Jarnagin, Bill D., *Financial Accounting Standards*, 18th Edition, CCH, 1996, pp.933－949.

6．当社の保険数理計算責任者からの各年度の企業年金情報は，下記の通りであった。

	初年度 期首	初年度 期末	翌年度 期末	翌年々度 期末
①サービス・コスト		1,200,000	180,000	225,000
②見積PBO 10%	1,200,000	1,300,250	1,606,092	1,770,093
③PBO	1,200,000	1,500,000	1,650,000	1,800,000
④見積PA 11%	1,025,000	1,137,750	1,224,322	1,464,384
⑤MRPA	1,025,000	1,130,200	1,267,108	1,416,199
⑥PA	1,025,000	1,100,000	1,325,000	1,450,000
⑦ABO	1,100,000	1,200,000	1,515,000	1,600,000
⑤企業年金掛金請求額		169,750	223,908	269,907
⑨企業年金掛金支払額		169,750	223,908	269,907
⑩年金費用控除前純利益		800,000	900,000	1,000,000

4．各種企業年金資産・負債のリンケージ

各種企業年金資産・負債の増減計算は，企業年金費用計算と企業年金積立不足残高計算の基本であり，それらのリンケージを下記表1にまとめてみよう。

表1では，期首見積PBO・PAがそれぞれ期首（実際）PBO・PAと同額となっているが，期末ベースでは異なっていることに留意すべきである。これは標準原価計算の手法と同じく見積りとは，期首の実際値をベースにベースに期末見積額を計算しているからである。

表1の各種の企業年金資産・負債の計算方法は，下記の通りである。

・期末見積PBOは，期首(実際) PBOに見積借入金利10%，見積サービス・コストを加算

表1　各種年金資産と年金負債のリンケージ（3年間）

	A	B	C	D	E	F	G	H
				＝A＊B				＝B～G
		暫定期末						
( )＝貸方	金利	期首	実際変動額	見積利息	見積サービス・コスト	掛金戻入	運用差損益5年売却	期末
【初年度】								
②見積PBO	10%	(1,200,000)		(120,000)	(150,000)	169,750		(1,300,250)
③PBO		(1,200,000)	(300,000)					(1,500,000)
④見積PA		1,025,000		112,750				1,137,750
⑤MRPA	11%	1,025,000		112,750			(7,551)[1]	1,130,200
⑥PA		1,025,000	75,000					1,100,000
⑦ABO		(1,000,000)	(200,000)					(1,200,000)
【翌年度】								
②見積PBO	10%	(1,500,000)		(150,000)	(180,000)	223,908		(1,606,092)
③PBO		(1,500,000)	(150,000)					(1,650,000)
④見積PA		1,100,000		124,322				1,224,322
⑤MRPA	11%	1,130,200		124,322			12,586[2]	1,267,108
⑥PA		1,100,000	225,000					1,325,000
⑦ABO		(1,200,000)	(315,000)					(1,515,000)
【翌々年度】								
②見積PBO	10%	(1,650,000)		(165,000)	(225,000)	269,907		(1,770,093)
③PBO		(1,650,000)	(150,000)					(1,800,000)
④見積PA		1,325,000		139,382				1,464,382
⑤MRPA	11%	1,267,108		139,382			9,709[3]	1,416,199
⑥PA		1,325,000	125,000					1,450,000
⑦ABO		(1,515,000)	(85,000)					(1,600,000)

注1）－7,550＝（75,000－112,750）／5年
注2）12,586＝（75,000－112,750＋225,000－124,320）／5年
注3）9,709＝（75,000－112,750＋225,000－124,320＋125,000－139,382）／5年

し，掛金被請求額を控除したものである。

・期末見積PAは，期首(実際) PAに見積貸付金利11%を加算したものである。

・期末MRPAは，期末見積PAから不良差異残高の5年償却額を減額したものである。不良差異残高の計算は，標準原価計算の下記等式の応用である。

不良差異＝実際原価－標準原価

企業年金資産不良差異残高

＝PA変動残高－MRPA変動残高

企業年金資産不良差異残高／5年…償却費

これを初年度に適用すると，下記の損失となる。

(75,000－112,750) ／5年＝－7,550

MRPAは，コリダー方式の表3のみで使用され，企業年金費用の激変緩和策のためである。

5．企業年金費用の仕訳と各構成要素の計算

設例の企業年金費用の仕訳は，設例条件の⑧企業年金掛金被請求額と⑨企業年金掛金掛金支払額によって行われる。本設例では，⑧と⑨が同額であるため，未払・前払が発生していないため下記のような簡単な仕訳となる。

初年度　(借) 企業年金費用　169,750　(貸) 現金　169,750

翌年度　(借) 企業年金費用　223,908　(貸) 現金　223,908

翌々年度 (借) 企業年金費用　269,907　(貸) 現金　269,907

上記の一行仕訳では，企業年金費用の各要素の中身が不明であり，透明性に欠ける。そこで，脚注で明細表の開示が求められている。それは，下記の表2の通りである。

上記表2でも，簡便法が認められ，4～6の一括表示が可能となっている[10]。

表2の企業年金費用の各要素は，下記のようにして計算されている。

1．サービス・コスト

これは保険数理計算責任者によって計算された期中に従業員の勤務に対する企業年金給付負債の見積増加額であり，期首見積PBOの増加額となる。これは設例の条件①のサービス・コストが利用される。

2．支払利息

これは設例の条件③の期首PBOに対する10%見積支払利息の理論値である。

初年度　③期首PBO－1,200,000＊0.10＝－120,000…損失

翌年度　③期首PBO－1,500,000＊0.10＝－150,000…損失

翌々年度　③期首PBO－1,650,000＊0.10＝－165,000…損失

3．資産運用益

これは企業年金資産の実際額である⑥PAの実際資産運用益である。それゆえ，⑥期末PAから⑥期首PAとの差額となる。

初年度　⑥期末PA　1,100,000－⑥期首PA　1,025,000＝75,000…利益

翌年度　⑥期末PA　1,325,000－⑥期首PA1,100,000＝225,000…利益

翌々年度　⑥期末PA 1,450,000－⑥期首PA　1,325,000＝125,000…利益

4．改訂過去勤務費用償却費

本設例では，FAS87採択以降，企業年金制度の改訂がなかったとの仮定であるため，償却費はゼロである。

表2　企業年金費用の明細表（3年間）

( )＝貸方		初年度		翌年度		翌々年度	
1　サービス・コスト	対見積PBO	150,000		180,000		225,000	
2　10%支払利息	対見積PBO	120,000		150,000		165,000	
3　資産運用益	対PA	(75,000)		(225,000)		(125,000)	
4　改訂過去勤務費用償却費	(PA—改訂PBO)	0		0		0	
5－1　コリダー方式純損失償却	調整計算	0		5,730	◆	6,789	◆
5－2　PA差損益戻入	(PA—見積PA)	(37,750)	◇	100,678	◇	(14,382)	◇
6　基準採択時純負債償却費	当初(PA－PBO)	12,500		12,500		12,500	
合計　企業年金費用		169,750		223,908		269,907	

10) SFAS No.87, *op. cit.*, para.54.

5．コリダー方式純損失残高償却費とＰＡ差損益戻入

上記計算には，企業年金費用の償却戻入計算が含んでおり，損失が戻入により利益となり説明が困難なところである。企業年金費用要素の上記１～２のサービス・コストと支払利息は，見積PBOベースで企業年金費用請求額が計算されているので，その他の計算法を用いて激変緩和策として考案されたものである。これらの計算法は下記表３の通りである。

表３の５―２のPA差損益戻入は，下記の計算式の反転計算となる。

初年度　⑥PA　1,100,000－⑥見積PA　1,137,500＝－37,500…損失の戻入益

翌年度　⑥PA　1,325,000－⑥見積PA　1,224,322＝ 100,678…利益の戻入損

翌々年度　⑥PA　1,450,000－⑥見積PA　1,464,382＝－14,382…損失の戻入益

表３の５―１のコリダー方式純損失残高償却費は，コリダー方式純損失残高の10年償却額である。これを文章で表現するのが困難な複雑な

表３　コリダー方式純損失残高償却費とＰＡ差損益戻入の計算（３年間）

( )＝貸方	A	B	C	D	E	F	G
					＝B＋C＋D	5－1	5－2
		コリダー方式純損失残高				年金費用・収益計算	
	期末 企業年金 資産負債	期末 差額	評価 損（益）	みなし 受取 合計	合計	コリダー方式 純損失 償却費	ＰＡ 差損益 戻入
【初年度】							
④見積PA	1,137,750						
⑥PA	1,100,000						
PA差額		(37,750)					(37,750)◇益
②見積PBO	(1,300,250)						
③PBO	(1,500,000)			150,000			
PBO差額		(199,750)					
⑥PA			1,100,000				
⑤MRPA			1,130,200	~~113,020~~			
コリダー方式純損失残高		(237,500)	30,200	150,000	(57,300)		
【翌年度】							
開始仕訳		(237,500)					
コリダー方式純損失残高償却費		5,730				5,730	◆損
④見積PA	1,224,322						
⑥PA	1,325,000						
PA差額		100,678					100,678◇損
②見積PBO	(1,606,092)						
③PBO	(1,650,000)			165,000			
PBO差額		(43,908)					
⑥PA			1,325,000				
⑤MRPA			1,267,108	~~126,711~~			
コリダー方式純損失残高		(175,000)	(57,892)	165,000	(67,892)		
【翌々年度】							
開始仕訳		(175,000)					
コリダー方式純損失残高償却費		6,789				6,789	◆損
④見積PA	1,464,382						
⑥PA	1,450,000						
ＰＡ差額		(14,382)					(14,382)◇益
②見積ＰBO	(1,770,093)						
③PBO	(1,800,000)			180,000			
PBO差額		(29,907)					
⑥PA			1,450,000				
⑤MRPA			1,416,199	~~141,620~~			
コリダー方式純損失残高		(212,500)	(33,801)	180,000	(66,301)		

計算である。この計算構造は表3の通りである。表3では，企業年金費用の激変緩和策の計算構造であるコリダー方式が一覧理解できようにしてあるので詳細に参考にされたい。

5．基準採択時純負債償却費

これはFAS87採択時の純負債残高の償却負担額である。その残高は，下記により計算される。

⑥初年度期首PA　1,025,000－⑥初年度期首PBO　1,100,000＝－75,000…損失残高

上記純負債残高を本設例では，14年間で償却することになっている。

－75,000／14年＝－12,500…償却費

以上で損益計算書に計上される企業年金費用の計算の詳細を説明した。

6．企業年金積立不足残高の株主負担損失の計算

貸借対照表では，ABOという別の企業年金負債を通じて企業年金積立不足残高を計算し，それを下記の表4のように株主負担損失と無形資産への配分計算が行われる。

企業年金積立不足残高は，期末PAから期末ABOを控除して計算される。これにより超過残高となれば，貸借対照表での計上が禁止されている。企業年金費用の計算では，企業年金負債は見積PBOという理論値ベースが中心であったが，企業年金積立不足残高の計算では，企業年金負債として実際値であるABOベースになっていることに留意すべきである。

見積PBOとABOの違いを説明しておこう。

- 期末見積PBOとは，期末PBOの理論値のことである。
- PBOとは，将来年度に従業員に支払われる年金給付総額の現在価値であり，将来昇給が加味された(projected)ものである。
- ABOとは，PBOと違い将来昇給が加味されない単純加算された(Accumulated)ものである。

表4の初年度では，企業年金積立不足残高

表4　企業年金積立不足残高の株主負担損失の計算（3年間）

(　)＝貸方	改訂期末残高	修正仕訳	期末残高
【初年度】			
⑥PA	1,100,000		
⑦ABO	(1,200,000)		
企業年金積立不足	(100,000)		(100,000)
基準採択時純負債戻入額　無形資産	162,500	(62,500)	100,000
株主負担利益	(62,500)	62,500	0
合計	0	0	0
【翌年度】			
⑥PA	1,325,000		
⑦ABO	(1,515,000)		
企業年金積立不足	(190,000)		(190,000)
基準採択時純負債戻入額　無形資産	150,000		150,000
株主負担損失	40,000		40,000
合計	0	0	0
【翌々年度】			
⑥PA	1,450,000		
⑦ABO	(1,600,000)		
企業年金積立不足	(150,000)		(150,000)
基準採択時純負債戻入額　無形資産	137,500		137,500
株主負担損失	12,500		12,500
合計	0	0	0

100,000が発生し，無形資産と株主負担損失への配分計算が行われる。その結果，株主負担損失でなく株主負担利益となってしまったケースである。この場合，株主負担利益をゼロへの修正と無形資産の減額修正を行わなければならない。翌年度と翌々度では，株主負担利益が発生していないため，修正計算は不要である。

表4により税効果前の企業年金積立不足残高の株主負担損失が計算できた。これを下記表5のように税効果計算する必要がある。

表5により，各年度の仕訳は下記の通りとなる。なお，OCIは，Other Comprehensive Income（包括損益）の略称である。

初年度	(借)無形資産	100,000	(貸)企業年金積立不足	100,000
	(借)繰延税金資産	30,000	(貸)繰延税金負債	30,000
翌年度	(借)無形資産	50,000	(貸)企業年金積立不足	90,000
			(借)OCI株主負担損失	40,000
	(借)繰延税金資産	27,000	(貸)繰延税金負債	15,000
	(貸)OCI発生税金	12,000		
翌々年度	(借)企業年金積立不足	40,000	(貸)無形資産	12,500
			(貸)OCI株主負担損失	27,500
	(借)繰延税金負債	3,750	(貸)繰延税金資産	12,000
	(借)OCI発生税金	8,250		

税効果計算が入っているので若干複雑な仕訳となっている。これにより企業年金積立不足残高が把握できるが，これだけの貸借対照表上での開示では，企業年金資産・負債の内容が不明であるため，これらの開示が要求されている[11]。

7．包括損益計算書の作成

以上により，損益計算書の企業年金費用と貸借対照表における企業年金積立不足残高の計算の詳細が把握できた。つぎに，その他包括損益であるOCIを含めた包括損益計算書を作成してみよう。包括損益等式は，下記の通りである。

包括損益＝当期純損益＋その他包括損益

上記等式の左辺も右辺も税引ベースであることに留意すべきである。その他包括損益は，当期増加（減少）と当期実現戻入減少（増加）という再分類修正を行う総額ディスプレイ法が原則となっている。しかし，企業年金積立不足残高の再分類修正の計算が複雑であるため，当期の純増減のみの純額ディスプレイ法が許されている[12]。企業年金費用控除前・発生税金控除前当期純利益が設例条件の⑩のように，初年度

表5　税効果株主負担損失残高の計算（3年間）

( )＝貸方	A 企業年金 積立不足	B 無形資産	C 株主負担 損失	D ＝A＊－0.3 繰延税金 資産	E ＝B＊－0.3 繰延税金 負債	F ＝C＊－0.3 同左 税効果	G 計
【仕訳】							
初年度	(100,000)	100,000		30,000	(30,000)		0
翌年度	(90,000)	50,000	40,000	27,000	(15,000)	(12,000)	0
翌々年度	40,000	(12,500)	(27,500)	(12,000)	3,750	8,250	0
合計	(150,000)	137,500	(41,250)	45,000	(41,250)	(3,750)	0
【残高計算】							
初年度	(100,000)	100,000		30,000	(30,000)		0
翌年度	(190,000)	150,000	40,000	57,000	(45,000)	(12,000)	0
翌々年度	(150,000)	137,500	12,500	45,000	(41,250)	(3,750)	0

11) SFAS No.87, *op. cit.*, para.261.

12) SFAS No.130, *op.cit.*, para.18－21 and para. 91. 早川　豊，前掲書(2)，86頁。

表6　包括損益計算書（3年間）

(　)＝貸方	初年度	翌年度	翌々年度
⑩年金費用控除前純利益	(800,000)	(900,000)	(1,000,000)
⑧年金費用	169,750	223,908	269,907
発生税金　＝［⑩＋⑧］＊－0.3	189,075	202,828	219,028
当期純利益	(441,175)	(473,264)	(511,065)
その他包括利益			
企業年金積立不足残高の株主負担損失		40,000	(27,500)
同上税効果　＝同上＊－0.3		(12,000)	8,250
包括利益	(441,175)	(445,264)	(530,315)

800,000，翌年度900,000，翌々度1,000,000であったとすると，3年間の包括損益計算書は下記の表6の通りとなる。

8．結び

以上本稿では，3種類の企業年金資産と3種類の企業年金負債をベースに企業年金費用の計算，企業年金積立不足残高の株主負担損失の計算，包括損益計算の作成の詳細を取り扱った。3種類の企業年金資産はPA，見積PA，MRPAであり，3種類の企業年金負債はPBO，見積PBO，ABOである。

貸借対照表での企業年金積立不足残高の計算は，ABOとPAとの比較計算がベースになっている。他方，損益計算書では，理論値である見積PBOの変動及び見積PAの変動をベースにし，さらに各種の過去勤務費用の償却計算をしている。企業年金費用の要素計算を非常に複雑にしているのは，表3のコリダー方式純損失残高償却費である。コリダー方式導入のためにMRPAという企業年金資産概念を導入しているのである。

しかし，企業側では，コリダー方式純損失残高の計算の必要性が疑問視される。表3のように，この残高計算自体が，みなし受取利息の高額計上を許しており，恣意的な仮定計算の上に成り立っている。実務では，契約による企業年金費用の請求額が確定するため，簡便法でコリダー方式純損失償却費は下記表7により簡単に逆算計算できる。

これとは別に，コリダー方式純損失残高自体の計算を企業側が求めようとすれば，恣意的な仮定計算が入り込んだ非常に複雑な計算が必要になる。逆算法で求めるのがもっとも能率的である。

株主等の投資家にとって，より重要なのは企業年金積立不足残高である。前述したように3種類の企業年金資産と3種類の企業年金負債があり，各種の企業年金積立不足残高が計算でき

表7　企業年金費用の明細表2（3年間）

(　)＝貸方		初年度		翌年度		翌々年度	
1　サービス・コスト	対見積PBO	150,000		180,000		225,000	
2　10%支払利息	対見積PBO	120,000		150,000		165,000	
3　資産運用益	対PA	(75,000)		(225,000)		(125,000)	
4　改訂過去勤務費用償却費	(PA—改訂PBO)	0		0		0	
5－2　ＰＡ差損益戻入	(PA—見積PA)	(37,750)	◇	100,678	◇	(14,382)	◇
6　基準採択時純負債償却費	当初（PA—PBO)	12,500		12,500		12,500	
小計　コリダー方式前企業年金費用		169,750		218,178		263,118	
5－1　コリダー方式純損失残高償却費　逆算		0		5,730	◆	6,789	◆
合計　企業年金費用		169,750		223,908		269,907	

表8　各種の企業年金積立不足の計算比較表

	第一段階 ABO 実際ベース	第二段階 PBO 実際ベース	第三段階 PBO 見積ベース
【初年度】			
企業年金資産	1,100,000	1,100,000	1,137,750
企業年金負債	(1,200,000)	(1,500,000)	(1,300,250)
暫定企業年金積立不足	(100,000)	(400,000)	(162,500)
基準採択時純負債戻入	162,500	162,500	162,500
改訂企業年金積立不足	0	(237,500)	0
【翌年度】			
企業年金資産	1,325,000	1,325,000	1,224,322
企業年金負債	(1,515,000)	(1,650,000)	(1,606,092)
暫定企業年金積立不足	(190,000)	(325,000)	(381,770)
基準採択時純負債戻入	150,000	150,000	150,000
改訂企業年金積立不足	(40,000)	(175,000)	(231,770)
【翌々年度】			
企業年金資産	1,450,000	1,450,000	1,464,382
企業年金負債	(1,600,000)	(1,800,000)	(1,770,093)
暫定企業年金積立不足	(150,000)	(305,711)	(350,000)
基準採択時純負債戻入	137,500	137,500	137,500
改訂企業年金積立不足	(12,500)	(168,211)	(212,500)

る。

暫定企業年金積立不足残高の最小額は，Minimum Pension Liabilityと呼称され，PAからABOを控除した第一段階の暫定企業年金積立不足残高である。しかし，慎重な投資家には，実質ベースのPAからPBOを控除した第二段階の暫定企業年金積立不足残高情報が重要である。さらに，企業年金費用の推移に関心のある投資家には，見積PAから見積PBOを控除した第三段階の暫定企業年金積立不足残高情報が重要である。ゆえに，下記表8のように三段階の暫定企業年金積立不足残高情報が発生する。

アメリカ会計基準では，上記表8の第二段階までの開示を要求している。しかし，我が国では，企業年金資産・負債の開示の規定はない。我が国では，まず，第一段階の開示の要求が現実的となろう。

第一段階の開示でも，暫定企業年金積立不足残高の株主負担損失と無形資産への配分を伴う。もし，暫定企業年金積立超過残高が発生すれば，貸借対照表への計上が禁止される。さらに，暫定企業年金積立不足残高の配分の結果，株主負担利益が生ずれば計上禁止のため修正計算が必要となる。

株主負担損失が生じれば，その他包括損益の区分になり，アメリカ会計基準では税効果計算の包括損益計算書で計算しなければならない（表7参照）。

以上で，企業年金費用と暫定企業年金積立不足残高の株主負担損失の資本調整勘定，その増減を含む包括損益計算書の計算・作成方法を設例で解明した。今日，我が国では，暫定企業年金積立不足残高の情報が欠如している。事業活動が国際化しているにもかかわらず，会計情報をいつまでも開示しないことがいつまでも許される筈がない。早急に企業年金会計の本格的導入が急がれる。